法第５４条 令第１３５条の５（外壁の後退距離）

外壁の後退距離に対する制限緩和政令の適用

令第１３５条の５各号の運用は次による。なお、第１号と第２号は併せて適用できる。

①第１号

ア.「長さの合計が３ｍ以下」の適用は敷地単位で行い、同一棟であるか別棟であるかを問わない。

②第２号

ア．車庫及び押入は「物置その他これに類する用途」に含まれる。

イ．本体建物に附属する下屋に限る。

